

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する省令案について

## 1 制定の趣旨

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和5年法律第26号。以下「法」という。）第15条の規定に基づき、並びに日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律施行令（令和5年政令第255号。以下「令」という。）第1条及び第4条の規定を実施するため、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する省令を制定するもの。

## 2 概要

### (1) あっせんの申請手続

法第15条の規定による特殊海事損害のあっせんの申請手続について定める。  
（第1条関係）

### (2) 訴訟費用立替申請書等

令第1条に規定する訴訟の援助の申請手続について定める。（第2条関係）

### (3) 償還金支払猶予申請書等

令第4条第1項に規定する償還金の支払の猶予及び立替金の償還の免除の申請手続について定める。（第3条関係）

### (4) 申請の経由

第1条から第3条までに規定する申請の経由について定める。（第4条関係）

## 3 施行期日

法の施行の日